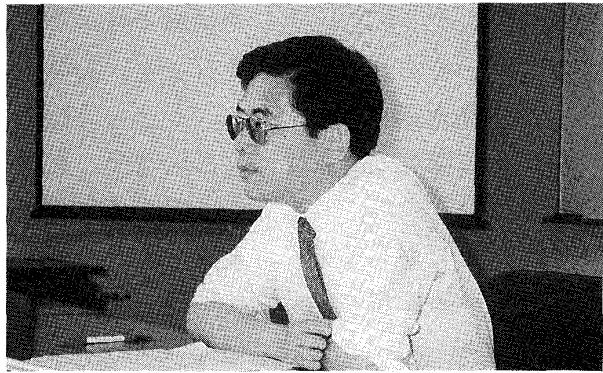


社会情報学と多元主義

濱田 純一

私の方は、「社会情報学と多元主義」というタイトルでお話しするということでお伝え申し上げました。最初は、「社会情報学」と言われるものの中にもいろいろあるという、分類学でもやろうかと思っていましたが、何かどうもそういう分類学をやるもの気が進まないということ、それと、これは新國さんからのご依頼の中だったでしょうか、法学的な観点からというご趣旨を目にした覚えがありましたので、もともとの意図とはちょっと違いますけれども、社会情報学全体の問題を簡単にお話ししてから、その後、私の専門であります、情報に関する法律、情報法と言いますけれども、その場面でどういう問題があるのかということを皆さんにお話し申し上げて、また後で私なりに考えるきっかけにさせていただこうと考えています。

そもそも「社会情報学と多元主義」というタイトルについては、「多元主義」というと格好がいいですけれども、要するにまだ何もできあがっていないバラバラの状態であるという、そうした状況認識だということを、ここでは素直に申し上げておいた方がいいかと思います。レジュメの最初に「ひとつの社会情報学／いくつもの社会情報学」と書いていますけれども、これはあるいはお気づきの先生もいらっしゃるかと思いますが、お茶の水女子大学の宮島喬さんという社会学の先生が『一つのヨーロッパ／いくつものヨーロッパ』というタイトルの本を出しておられまして、そこでは、ヨーロッパが統合に向かう過程で、



濱田 純一 氏

ヨーロッパという大きなまとまりの中に様々な異質性が存在しており、それらをいかにして統合空間として形造っていくか、こういう課題への取り組みが実際のさまざまな経験を素材にして、描かれております。どうも社会情報学の現状を見ていると、ややそのようなイメージに近いところがあるのかな、という気がして、この宮島先生のご本に倣って、「ひとつの社会情報学／いくつもの社会情報学」とうたってみたわけです。

社会情報学という領域には、そのようにイメージが分散して存在している、そのような状況の中で差異は差異として認めつつも、いかにしてまとまった形の社会情報学を形造っていくのか、そこが大きな課題になっていると思います。社会情報学というものが、どういう形で統合されていくのかという具体的なイメージは、私自身まだできておりませんし、そこではむしろ居直って、あるいは正直に、社会情報学というのは一つの運動論、あるいは組織論だと、そういう言い方を、私は好んでしております。もっとも、そういう居直り

方をしたところで、片が付くわけでもありませんので、ここでは、いくつかの論点を指摘させていただいて、議論の素材とさせていただきたいと考えています。

一つは、この社会情報学について、総合学あるいは総合科学なのか、それとも単一科学なのか、そういう議論がありえようかと思います。この問題は、情報というものを学問的に扱うとして、「方法」として情報を用いていくアプローチをとるのか、それとも「対象」として情報を捉えていくのか、そういう違いに対応する部分があるように思います。社会情報学というのは、社会というものを情報という枠組みで切っていく、そういうアプローチをしているんだと思いますけれども、社会を情報で切るという場合にいくつかのやり方があります。

一つは、社会といいますか、世界といいますか、それを情報という概念でもって再構成してみる。すなわち、情報という眼鏡で見た世界像を作っていくというアプローチがあろうかと思います。そのような眼鏡をかけてみるとことによって、社会のある部分が見えてくる。単にスタティックに見えるというだけでなく、その運動原理がよく見えてくるということがあります。これは、法律学の領域の古典である、H.ケルゼンの「純粹法学」というアプローチに、感覚的に近いところがあるように思います。

これは、先ほどの言葉でいえば、「方法」として情報を用いているということになります。ここでは、自然言語としての情報ではなく、社会を再構成していくために有効な一定の情報概念を人為的に設定することになるわけです。

これに対して、「対象」として情報を捉えるアプローチ、すなわち社会で情報をめぐって生じている諸現象を幅広く認識作業の中に取り込んでいくためのアプローチの方法は、決して単一科学ではなくて、様々な角度からの

手法を要請せざるをえない。ここで、「対象」として情報を扱うというときに、社会において生まれる情報現象の部分だけを捉えていくというアプローチと、それから、その情報現象を手がかりとして社会全体を捉えていくという進み方があります。私が社会情報研究所という学際的な組織に所属して仲間と議論していく際には、今申しました最後のアプローチ、つまり情報現象を通じて社会を理解するというところに目標があるという言い方をしています。つまり、法学部であれば法現象を通じて社会を見る。経済学部では経済現象を通じて社会を見る。これと同じように、情報現象を通じて社会を見るということができるはずだ、と考えているわけです。

もっとも、「方法」として情報を扱っていくというアプローチと、「対象」として情報を扱っていくというアプローチとが全く関係ないわけではなくて、対象として情報を扱っていく際の一つのコアに、方法的に情報を扱っていくアプローチがあるのだろうと思います。方法として有効な情報概念を設定し、理論としての純粹性を求めていく結果として、社会において多様な形で存在している情報現象のある部分は、切り捨てていく、そぎ落としていくというところがどうしても出て来ます。そうしたそぎ落としによって、情報現象の本質や運動原理がよりクリアに見えてくるわけですが、他方で、対象として情報を眺めてみるアプローチでは、そのようにそぎ落とされたものをすべて含み込んで学問的な作業をせざるを得ない。これは、方法の多様性という意味でも、問題領域の広がりという意味でも、はるかに大変な作業になってきます。

ここで、次の問題として出てくるのが、先ほどの総合学、総合科学という形のアプローチをどのように構築していくかという話です。一つの学として主張していくためには、そこでどういう独自の方法がとられるか、あるいはどういう体系構成がなされるかという

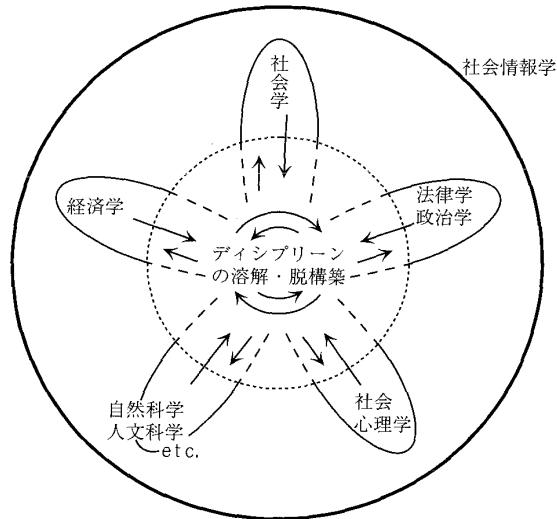


図1 スカシカシパン・モデル

ことについて、一応の説明がなければならぬと思いますが、なかなか実体的な所までは、率直に言ってまだ踏み込めていないという気がしています。ただ、たとえば、政治学の例など見てみると、どれだけ厳密な方法的統一性が存在しているか疑問のように思いますし、社会情報学というものの純粹理論化を求めるあまりに実践的な有効性が失われては何の意味もないというのが一私が法律学という実践的な学問分野の出身ということもあるかも知れませんが、私が常に意識しているポイントです。

私は、社会情報学が活力をもった内容を得るために、今の段階ですぐにリジッドな内容を作ろうとあせらずに、じっくり時間をかけて内容を醸成させていく必要があると考えています。早急に内容を固めることは、社会情報学の豊かな可能性をふさいでしまう危険性もあります。もっとも、社会情報学の内容は、ほっておけば勝手に発酵してできあがるわけでもなく、一定の目的意識や人為的な器作りが必要であることは言うまでもありません。

その点を議論するための素材として、二つの図をお配りしています。図1は、一年近く

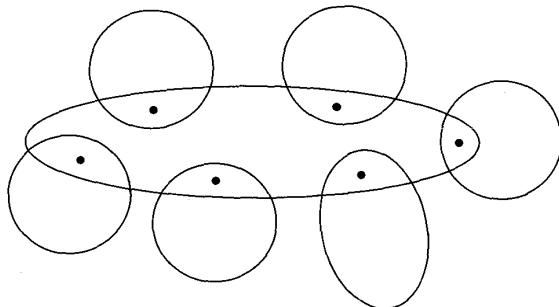


図2 複合的ネットワーク・モデル

前に東大で行った社会情報学シンポジウムでの報告で使ったものに若干の手直しを加えたもので、これはウニの一種であるスカシカシパンに似ているので「スカシカシパン・モデル」と言っています。このモデルにありますように、完結したディシプリンとしての社会情報学というのはさしあたりは存在しない。むしろ、伝統的な学問分野から積極的にエネルギーを得ることによってしか社会情報学というものは存在し得ないだろうということを、ここで主張したかったわけです。

図2の方も、やや似たような様な意味なのですが、これはもう少し私どもの社会情報研究所の組織原理に近づけて描いています。この図の中にある黒い点々は、うちにいる各研究者です。これは、うちの研究所の須藤助教授の発想からヒントを得たもので、「複合的ネットワーク」のモデルと言ってもよいと思いますが、この黒い点々の研究者が自分たちの研究のネットワークというものを、それぞれ持っている。そうした複数の研究ネットワークを相互に結びつけているのが私たちの研究所である、というイメージです。こうした組織形態では、各研究者がそれぞれのネットワークから得られた学問的な情報を研究所の全体の活動の中に流し込み、それによって多様な、多分野にわたる情報の交換が行われ、またそれぞれのネットワークの中に還元されていく、という形になります。黒いところが

表1 濱田純一『情報法』の目次

目　　次	
序　章——情報法のイメージ	
マス・コミュニケーション法の概念と展開(1)　情報法の基本理念(3)　情報法理解の枠組み(7)	
第I部——情報メディアと法	
1	マス・メディアの「特権」と「責任」(14) 「第四権力」としてのマス・メディア(15)　制度としてのマス・メディアの自由(16)　「特権」論の検討(21)　マス・メディアの「責任」(25)
2	取材活動をめぐる自由(31) 取材の自由の憲法的保護(31)　取材の対象および方法にかかる直接的制限(34)　取材活動と記者クラブ制度(38)　取材を将来的一般的に困難にするような規制(40)　ジャーナリストの証言拒絶権(43)　取材資料の押収・証拠利用拒絶権(48)
3	「編集権」と編集過程における自由(54) マス・メディアの精神性と商品性(54)　「編集権」問題の展開(55)　編集綱領運動(60)　メディア内部における自由(63)
4	報道と名誉・プライバシー(70) 名誉権の保護(70)　名誉毀損の免責法理(71)　名誉毀損の被害者と加害者(78)　プライバシーの権利(80)　名誉毀損・プライバシー侵害の救済(84)
5	ニュー・メディア時代の放送(90) 放送の自由と放送規制(90)　放送制度の仕組み(95)　有線テレビジョン(CATV)(99)　ニュー・メディアの発展と放送制度の変容(102)
6	マス・メディア事業とメディア秩序(106) 放送における集中排除規制(106)　新聞における集中排除規制(109)　トラスト制度と「非営利会社」構想(112)　公共放送論(115)　メディア秩序のあり方(180)
第II部——情報空間と法	
7	インフラとしての電気通信(124) 電気通信と電気通信役務(124)　通信の自由化(128)　通信におけるプライバシー保護(131)　情報内容にもとづく通信の規制(134)
8	情報化の進展と個人情報の保護(140) 個人情報の保護の理念(140)　個人情報保護法(142)　個人情報保護条例(147)　個人情報保護制度の展開(148)
9	国家秘密と情報公開制度(153) 秘密の保護と審査(153)　知る権利と情報公開制度(157)　情報公開制度の展開(160)　公開原則の実質化(1)——記録の公開と複写(163)　公開原則の実質化(2)——映像による公開(167)
10	経済活動と情報(173) コンピュータ取引(173)　企業情報の保護とコンピュータ犯罪(175)　著作権とコピー文化(178)　新しい著作物の法的保護(182)
11	国際化時代の情報流通(188) 国境を越える情報の自由(188)　情報ソフトの国際的流通と国際メディア資本の発展(191)　国境を越える放送(193)　出版物の税関検査(197)
第III部——情報・個人・法	
12	情報化社会の人間像(202) 合理主義的人間像の動搖？(202)　合理主義的人間像の再生？(205)
13	受け手としての個人(208) 選択可能性の広がり(209)　広告をめぐる問題(211)　放送の受信障害(215)　地域情報化政策(217)
14	送り手としての個人(223) 伝統的な表現方法と規制(223)　マス・メディアへのアクセス権(228)　新しい表現手段の活用(232)
卷末　事項索引・法令索引・判例索引	

ぱつぱつとあるので「カエルの卵モデル」と言っているのですが、逆にカエルが卵から孵って組織の外にぴょんぴょんと跳ねて行ってしまっては困りますので、真ん中の太いところ、つまり研究所に優秀な研究者をどのように留めておくかというの、これはまた別の意味で大きな課題です。

このように、社会情報学を総合科学といったところで、その実体的なイメージはなかなか作れないし、また、そう焦ってつくるべきものでもない。むしろ、組織原理という形でしか今の所は表現できないという状況だと思います。午前中に、中島先生が「総合学」についてご説明なさった所で、「ドレッシング・

モデル」というものを出されたと思いますが、それも一つの組織原理あるいは研究の運動原理であって、その点を印象深く感じました。「ひとつの社会情報学／いくつもの社会情報学」というテーマを最初に示しましたが、まさに「ヨーロッパ統合」の場面と同じように、理念レベルでは統合は必要だという共通了解はあるにしても、理念だけでことが運ぶわけではなく現実に多くの異質性が存在している、むしろ、そうした異質性を尊重することによってこそ「統合」というものが生き生きした内容を持ちうるということが言えるわけで、そこでは、実体論だけでなく組織論が重要な意味をもってくると考えています。そこ

では、焦りやリジッドで完結的な枠組みというのではなく、ゆっくりとフレキシブルにことを運んでいく姿勢が要求されるだろうと思いますし、そうした動きの中でこそ、豊かな学問的可能性をもった「社会情報学」が形成されていくのだろうと考えています。

社会情報学についての、こうした一般的なことをとりあえず申し上げた上で、今度は、もう少し具体的に、私の専門としている領域に引き付けたお話をしたいと思います。

レジュメの二番目の所に、「情報法における〈情報〉への視点の多元性」と書いておきました。ここで「多元性」という言葉を出したのも、メインタイトルと同じで、要するに情報に対する法学的視点にはいろいろありますよ、なかなかまとまりがついていませんよという話です。情報をめぐる法というものを考えるのとちょっと違ったものとして、法を命令情報のシステムとして捉えるというアプローチが「法情報学」と言った言葉で語られることがあります。ただ、私自身は、そうしたアプローチをとることに、学者の分類学的な自己満足以上にどれほどの意味があるのか、どうもよくわからないところがあります。法律学の概念というのは、基本的にこうした概念を用いることによって、それなりの固有の意味合いや機能が生み出されなくてはならないわけで、法を情報現象として認識するというのはわかりますが、そのようなアプローチをすることで、具体的にどのような成果が法律学に付け加わるのか、どうもメリットがはっきりしないように思います。

ここでは、むしろ法律学の「対象」として情報現象を捉えるという視点—それが、情報法というカテゴリーですが—でお話しをしておきたいと思います。

最初に、情報法という枠組みで何を扱うかという時に、情報という実体に着眼するアプローチがあります。お配りしている資料に「目次」というのがあります。これは、『情報法』

という私の本の目次ですが、それをご覧いただきますと、9番目の項目の国家秘密の問題であるとか、4番目のプライバシーの問題とか、これらは情報の実体に関わる法制です。それからまた、10番目の著作権の問題、あるいは企業情報の問題、これらも、情報の実体という側面に着目して、その情報をどのように保護していくか、あるいは規制していくか、こういう議論をすることになるわけです。また、情報の実体を議論していく場合にも、その精神的な価値に着目する場合と財産的な価値に着目する場合とが、大きく分けてあります。憲法学では、情報というのは精神的な価値に関わるものだから、そういう価値は社会的に高い、だからこそ表現の自由というものが憲法で保障されており、それを規制する際には十分に慎重でなければならないのだ、という言い方をします。従って情報というものを扱う際に、公法学の領域からは、わりあい情報の精神的価値に重点を置きながら考えていくことが多い。これに対して、民法学とか著作権の領域では、むしろ財産的な価値に重点を置きながら情報というものに対して法学的にアプローチしていくやり方をとっています。このように、情報というものを法学の対象として扱う場合にも、一元的な枠組みが必ずしも存在しているわけではありません。

さらに、情報法は、情報の実体だけを扱うわけではありません。田中先生がよく「情報の過程」ということをおっしゃいますが、情報法というのはまさにこの情報の過程をも扱っているわけでして、例えば先ほどの「目次」を見ていただきますと、1~4のあたりでマス・メディアと法に関わる問題を扱っていますが、2番目は情報の取材をするレヴェルの問題、3番目は編集過程、4番目は流される情報にかかる問題ということで、ちょうど、情報の収集過程、情報の加工過程、それから情報の伝達過程というテーマを扱って

います。さらに、5番目に放送の問題、それからメディア事業一般の問題を扱っていますが、ここでは、情報の扱い手の問題が扱われています。従って、私が情報法というものの編成を考える場合に、情報の実体の問題と情報の過程をめぐる問題、そして情報の扱い手をめぐる問題、そういうものをそれぞれ扱っているわけですが、こうした枠組みは、社会情報に関する研究一般についても当てはまる事であろうと思います。すなわち、情報それ自体だけを相手にしていこうということではなくて、情報が流通する過程や扱い手をも問題にしていく、というアプローチです。

さらに申しますと、私自身最近になってあらためて認識していることですが、情報法というものを考えていく場合に、本来的には対象ではないと考えてきた場面も、研究の中に取り込んで行く必要のあるところが生まれてきています。先ほど大槻先生の方から、マルチメディア社会をかいま見るというところで通信ネットワークを通じた新しい可能性についてお話しがありました。そこでは、オンライン取引、つまりネットワークを介した取引とか、あるいは遠隔医療や遠隔教育などが議論になってくるわけですが、そうした可能性が従来の法制度では必ずしもそのまま認められないという問題があります。例えば遠隔医療の問題を考えますと、医者がいない地域で病人が出たというような場合に、遠隔医療のシステムを使って治療をできるようにしておけばよいではないかということになりますが、現在の医師法では「診察」をしないで治療したり処方箋を交付することは禁止されています。また、商取引でもある程度のオンライン利用はすでに実用化もされているわけですが、極端なケースを考えますと、例えばオンライン取引の端末を操作している者が未成年であって法律行為をなす能力のない者であった場合はどうなるか。あるいは、そもそも、向こうの端末にいる者が、正規の取引相

手であることをどのように確認するか。さらには、端末にいる者が、誰から強制されて取引をやっていても、そういうことは通信ネットワークでは確認しにくい。

こうしたことを、非常におおざっぱな言い方で申しますと、従来の法制度は、一つは「対面主義」といいますか、直接に人と人が向かい合って何らかの社会的なコミュニケーションを成立させるということを前提にして作られている。それは、その方が伝達される情報が正確であるとか、あるいは情報量が豊かであるといったこともあるでしょうし、また、もう少し非合理的な話になりますが、対面していることによる安心感といいますか、これは「存在の力」といってもよいでしょうが、安心感というものが対面することにより得られるということもあげられると思います。例えば、遠隔医療にしても、遠隔教育にしても、本当に伝達の性能のよいシステムができれば、なにも対面しなくても十分な治療や教育ができるではないかという話にもなりますが、そうではなくて、医者に面と向かいあうことによって患者が安心感を得る、あるいは、教師と直接向かい合ってこそ人間的な温かみをもった教育効果をあげることができる、そういうシチュエーションの存在を従来の法制度は想定してきたように思います。

もう一つは、「書面主義」とでも呼ぶべき問題で、社会的な取引は基本的に書面により行う、そういう前提のもとに法制度が設けられてきたように思います。書面というのはオリジナリティを確保しやすい、つまり、それを改ざんしたり、中身を一部消すということがありますと、書面であればそうした加工の跡がわかりやすいわけですが、これに対して、コンピュータ上だけで文書を処理されると、どの部分を加工したかということが非常に追跡しにくくなります。それから、もう一つの書面主義のメリットとして、セキュリティの問題があろうかと思います。書面で契約書を

作成し、当事者がそれを保存していれば、お互に安心して取引を続けることができます。ところが、契約内容がコンピュータの中にだけ蓄積されているということになると、どうしてもセキュリティに対する、少なくとも心理的な不安感は残るだろうと思います。

そういうことを考えてみると、マルチメディアがもたらす様々な新しい可能性に対応していくためには、伝統的な「対面主義」なり「書面主義」なりを前提に組立てられている法制度を変えていかないとどうにもならない場面が出てきます。そうなると、情報法というのは、本来的には、医療や教育、商取引などを対象にしているわけではありませんが、結果としてはそれらも研究の対象に取り込まざるをえない。別の言い方をすれば、医療や、教育、商取引といったものも、結局は情報現象という側面をもっていることを改めて教えられた、という感じがあります。情報現象の持っている社会的な広がりは、すぐ目の前に見えてるものよりはるかに広いということを改めて感じさせられるわけで、それだけに、情報法という領域の面白さが増してくるという気がしています。

こうした展開は、別に情報法に限らず、社会情報学全般にかかわっていることなのだろうと思います。また、情報というものが演じている場面が広いということは、それだけ、社会情報学というのは情報現象をとおして社会を理解する学問だというスタンスの正当性を、より強く論証するということにもなってきます。

もっとも、ありがたい場面だけではありますんで、伝統的な枠組みに再検討を迫られるということになりますと、新しい状況に対して従来の枠組みでは必ずしも解決ができない、従来持っていた法学的な解決のツールを組み換えなければならない、という場面が出てきます。レジュメの3のところで、「技術による解決、法による解決、それぞれの限界」

と書いてございますが、例えば、著作権という問題で考えますと、情報がデジタル化されてネットワーク上をどんどん流れていくということになりますと、コピーが大変容易になり、また、著作権の場合には「同一性保持権」というのがあって、著作物の内容を勝手に変えてはいけないという約束ごとがありますが、デジタルで著作物を扱いますと、例えば画像であっても、簡単に中身を変えることができるというのは皆様ご承知のとおりです。たしかに、複製権なり同一性保持権を侵害するようなことをやってはいけないという約束ごとは法としてあるわけですが、そうした侵害行為がごく簡単にできるということになると、法の機能そのものが問われるということにもなりかねません。例えば、コピーというものが手間隙をかけないと簡単にはできないというときに、あえてそういうことをやろうとする者を法で処罰する、これは納得しやすい話です。ところが、誰でもごく手軽にコピーができるという環境がある場合には、そうした行為をあえて法で抑えつけようすると、かえって法に対する信頼を損うという場面が出てくる可能性があります。また、インターネットでもこうした問題が出てくるでしょうが、ネットワークの上をデジタルで流れる情報を何とか技術的に管理しようと考へる場合には、あちこちにゲートを設けてデータの流れをチェックする、あるいは極端な場合には、端末に利用情報についてのカウンターの設置を義務づけて、ある情報をある人がどれだけ利用したかという情報を完全に管理するシステムを作れば、著作権管理はたしかに有効に機能するでしょう。ただ、技術的に可能であることと、広い意味での法秩序全体の立場から認められるかどうかというのは別問題で、著作権保護の観点からするこうした情報利用のチェックは、個人の精神的な自由の確保という価値に反することになります。日本国憲法をはじめ近代憲法は、検閲の

禁止であるとか通信の秘密であるとかをきわめて重視する法秩序を作ってきたわけで、そうした価値秩序との整合性をつねに考えていかなければなりません。

これは、著作権の問題にかぎらず、ネットワークに関係して考えますと、大槻先生からお話をありましたように、子供には見せるべきでないような映像がインターネットを通じて容易に手に入る、しかもそれが国境を越えて自由に流通するといった事態が生まれてきています。一般的に言って、新しい状況が生まれてきたときには、法制度的な手当てをパッチワーク的に行うことが可能ですし、また実際、そうすることも多いのですが、しかし、最近のインターネットを中心とする展開を見ていますと、どうも根本的に問題を考え直さなければならぬ場面が出てきているように思えます。従来の通信技術の枠組みで考えれば、おかしな情報が出てきても最後は何らかの形で抑えることができるんだという前提で、情報に関する法制度が作られてきたように思いますが、最近の状況というのは情報というもののいわばアーナーキーな側面が非常に極端な形で出てきて、法制度がそのチャレンジを受けている、という印象を強く受けます。情報というのは、たとえばウワサが典型的にそうであるように、ある人が独占し隠そうと思っていてもどんどん広がってしまう性質を本質的にはもっています。通常の有体物と違って管理の不可能性—不可能とは言わないまでも困難性—が情報の本質であって、こうした管理困難性という性格が、これからの中のネットワーク社会で非常に極端な形で出てくるように思うわけです。そこで、改めて考えてみると、民主主義国家における情報流通の基本枠組みである「表現の自由」という価値は、憲法で非常に重要な価値として位置づけられてきたわけですが、表現の自由を保障する、それを安易に制約してはいけないという議論は、ひょっとすると、表現を自由にさ

せておいても、それが社会に対して無茶苦茶なインパクトを与える可能性はない、そういう前提で考えているのではないかな、と思える節もあるわけです。しかし、先程の大槻先生のご報告についての討論の中でも議論があったかと思いますが、ネットワークが整備されて、社会に流通する情報がどんどん多量にまた高速になってくる。ひょっとすると、そういう事態は、表現の自由の保障が当初想定していたようなシチュエイションを超えてきているのではないかだろうか、そういう問題認識も場合によっては必要となってきているという気がしています。もっとも、それでは、ネットワークにおける表現の自由を厳しく抑えればそれでいいのかというと、そういうわけでもなくして、他方でインターネットのようなネットワークを通じてより多くの人々にとって新しい表現の可能性、発信の可能性が生まれてきているですから、そこでは新しい折り合いのつけ方という問題が法制度の大きな課題になってきます。

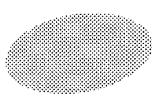
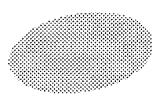
ただ、このように伝統的な法制度、法的なツールのあり方が問われているという状況になってきますと、法の領域だけの議論で問題解決の方向が見いだせるわけではなく、さきほど田中先生が「社会的インターフェイス」という言葉もお使いになりましたが、社会におけるコミュニケーション、社会における情報の流れのあり方をどの様に考えるか、そういう面についての議論なりコンセンサスなりを作っていく作業がどうしても要請されざるをえなくなるという気がしています。ある意味では、そのあたりは、情報にかかる制度というものを法律の立場だけから扱う際の限界になってくるわけで、別の言い方をすれば、社会情報学の一つとして情報法というものを位置づけていくことが要請される部分にもなってきます。一般的な言い方になって恐縮ですが、法制度としてだけでは十分に解決できない問題というのが、社会の中

にはたくさんあります。何が何でも法の基準で解決するというのではなくて、別の学問分野の力を借りて何らかの手当てをしてもらう方がうまい解決ができる場合もあるわけです。

繰り返しになってしまいますが、先程の対面主義、書面主義の問題もそうですし、今のインターネットの例もそうですが、今日の情報をめぐる法現象というのは、従来の法制度が前提としている枠組みを全部ひっくり返すというほどではないにしても、それを掘り崩している部分がかなりあります。少しつけ加えておきますと、例えば国際社会でそれぞれの国家は主権というものを持っている。その中には、通信主権あるいは文化主権と言う言葉を使うことがあります、ある国の中でどのような情報が流通するかについて国が排他的な権利を持っている、ということが言われてきました。しかし、衛星やインターネットの普及などによって、こうした主権概念を厳密に維持することは不可能になってきています。こうなってくると、新しい情報現象に従来の法的なツールをどう利用するかというだけでなく、従来のツールを支えてきた前提そのものが果たして適当なのかどうか、それを問い合わせなければならぬ状況に来ているの

だろうと思います。

大きな議論としては、ここで先程の図1のところに戻ってくるわけですが、昨年この図を素材に話をした時には、社会学、経済学、法律学等々があって、そこから真ん中の方向に向かっている線だけを書いていました。つまり、伝統的なディシプリンから社会情報学が新しい力を得て活性化していくという一方で描いていたわけですが、その報告のあとの討論のなかで社会情報学から伝統的なディシプリンに影響を与えていく、逆方向の矢印もあるのではないか、という指摘を受けました。そこでは、さらに、例えば社会学から力を得て生み出された社会情報学の成果が、今度は、社会学に改めて戻っていくだけではなくて、経済学の領域に戻っていくということだってあるのではないかという議論の展開にもなりました。さきほどお話しのように、従来の法制度が前提としている枠組みそのものが問い合わせられる場面も出てくるということを考えますと、社会情報学と既成のディシプリンのかかわりが一方向ではなくて双方向になってくる可能性も具体的な形で存在しそうだという、将来への期待を示唆したところで、とりあえず私の報告を終わらせていただきます。



濱田講演に対するコメントと質疑

司会(是永)：どうもありがとうございました。次に質問・討議等に移りたいと思います。それではお願ひ致します。

石井：先生が一番最初に対象としての情報と、方法としての情報と言われたわけですが、私も全く同じことを考えています、

だいたい社会情報学の方法論としては、このどちらかになるかなと考えています。その一つの考え方として、私は例えばサイバースペースというものを一つ想定してしまって、これは先ほど言われたバーチャルリアリティとして結構ですが、そこを対象とした社会学、

よく言う個別社会学と言われる家族とか、法律とかその一つとしてサイバースペースを対象とした社会学として考えることは出来ないか、というふうに思っているんですね。そこで先生に質問なんですけれども、例えば先生は情報法というものを考えていらっしゃるときに、サイバースペース、ネットワーク環境を含めた上での現実を対象とした法の改変という問題なのか、今私が言ったように全く一つの対象としてサイバースペースを作り上げてしまって、サイバースペース独自の法体系を新たに作り上げてしまうのか、私は社会情報学という形で言うと、もう別個の対象としてサイバースペースを想定してもいいんじゃないかという気もするのですけれども、先生の場合はどうちらの形で情報というものを考えていかれるのか、お聞きしたいのですが。

濱田：今のご質問に関して非常に具体的な例で思い起こしましたのは、パソコン通信上の名誉棄損の問題です。実際起こっているケースとはちょっと違うのですが、パソコン通信の場合はいわゆるハンドルネームで付き合いをしている。そうすると、あるハンドルネームの人が別のハンドルネームの人をそのハンドルネームをあげて名誉を傷つけた、という場合ですね。現実に訴訟が起こってますのは、そのハンドルネームの人が実際の社会でどういう人であるかということが特定されていましたので、パソコン通信上での名誉棄損は、現実の社会でも名誉棄損というふうに直ちに捉えられたわけです。仮にそのハンドルネームの人が現実にはどういう人か全く特定できない、そういうケースを想定してみると、これは果たして名誉棄損が成立するのかどうか、非常に難しい問題になってきます。一般に名誉棄損というのは、ある人間の「社会」的評価を低下させることなんですかね、確かにひどい言葉を投げかけられた方はパソコン通信の世界では評価が低下する可能性がある。そしてパソコン通信上の付き合いに苦

労するようになるかもしれない。それに対しでは何らかの形で救済が与えられてもいいじゃないか、という議論が出てくるわけですね。ところが、パソコン通信の世界だけで、つまり現実の特定される人間がいない「社会」で、「社会」的評価の低下というのが言えるのかどうか、そしてまたそれに対して法的なコントロールを及ぼすべきなのかどうかというのは、実はまだ解決がついていない問題です。私自身もどう考えていいのか、お答えすることは出来ないのですが、とりあえずはハンドルネームの世界で生きている部分は、現実の社会とは別のルールを作らざるを得ないのでないかという気がしています。どうも、現実社会での評価の低下とパソコン通信上の限られた世界での評価の低下、しかも実名がない形での評価の低下というのは、別問題として考えざるを得ないだろう。ただ、現実社会でのルール、つまり法制度の考え方がある程度バーチャルな世界にも利用はされるだろうと思います。もちろん、現実の社会と同じ形でサンクション、つまり裁判所に訴えて損害賠償か何かをとれるかと言えば、難しいでしょうが、バーチャルな世界のサンクションのあり方というのを考える余地があるのかも知れません。バーチャルリアリティというのがあるのと同じように一種のバーチャルな法制度というのを作らざるを得ないのかなという、そんな感じがしています。今のところ結論は出ていません、私自身も。

田中：二つの世界が独立に交わらなく存在すれば、それでいいですね。ただ現実の世界とパソコンの世界とは無関係ではなしに、互いに行き来することがありますね。そういう場合は非常に難しいですね。

濱田：今申しました例で言いますと、ハンドルネームの人間が現実社会のこの人間だ、というふうに特定されて繋がれば、何とか現実の法制度で対応はできるわけです。厄介なのは、パソコン通信の世界が非常に大きくなっ

て、場合によってはその人の存在している価値が現実社会よりもむしろそちらにある場合があり得るわけですね。現実の世界では別に名誉を傷つけられても構わない。だけどもパソコン通信の世界ではひとつのある評価を持っていて、そのイメージを傷つけられるほうがダメージが大きいケースが出てくると思います。そういうときに、全く法制度的な対応なしで済まされるかというのは、引っ掛けってはいるんですが。

佐藤：パソコン通信での経済活動というものが絡むと、名誉以外の現実的な損失が生じますね。政治的な影響力を行使することに対して中傷等でその影響力を殺すといったような場合には、これは名誉棄損には当たらないのですか。ハンドルネームによる経済活動の場合は明らかに現実の法の対象にされますね。

濱田：例えば今の具体例でいいますと、ハンドルネームで商売をやっている人間がいる。掲示板か何かに安いパソコンがあるとかいう広告を出している。ところが別のハンドルネームを使っている人間が、そのハンドルネームの者が取扱ってる商品はインチキだ、そういう形で攻撃を加えたとする。そうなると、その人はそこで商売が出来なくなってしまう。そういうシチュエイションがありえますね。名誉棄損の場合は、人格が侵害されていることが問題ですので、ハンドルネームを攻撃されただけでは人格そのものが傷つけられたことには現実社会ではならないわけですね。その場合は、ハンドルネームを攻撃されただけだからちょっと現実の法制度では救済にくい、ということになりますが。

佐藤：今の場合、商売がインチキだという事実が偽りであったとします。その偽りで損害が出たとしますと、人格という問題ではなくて生活権とか経済活動を侵害された、という意味で当然それに対して償いを求められる。これはあり得ると思うのです。

濱田：ありますね。

佐藤：ハンドルネームが人格的意味で傷つけられているとき、実在の人物の人格が傷つけられていることとどこが異なるのか。例えば政治家だとするとそのことによって信用を失ったとか、恥ずかしい思いをした、ということであれば実在の人物でなければ問題はないのだけれども、それが例えハンドルネームの人であっても影響力を行使する商売だと見れば、その信用を落とすことによって影響力を失うことがありますね。したがって、人格の実体をどのようなものと考えるかによってはハンドルネームであっても、名誉棄損が成立することだってあるのではないですか。

濱田：パソコン通信でのハンドルネームに人格が付属してると考えにくいわけですね。現実の世界で生活している人間が、人格を持っているんだというふうに考えられていますから、ハンドルネームとこれが繋がれば現実の世界の方で人格が侵害されたと言えますけれども、果たして、その結びつきが出来るかどうかですね。政治家の場合、例えば賄賂を受け取ったとか、あるいは経歴を詐称しているだとか、そういう形で具体的な実名に對して攻撃が加えられれば、それは人格が侵害されたと言えますけれども、その政治家がハンドルネームを使っていて、そのハンドルネームと政治家が結びつけられないということになると、いくら攻撃されてもそれはどうにも法的には対応ができないことになりますね。

大槻：それは現在の法律の立場から考えた場合で、ネットワーク社会が異常に発達した状態を考えてみれば、例え私が複数の名前でやっていますね。その複数の名前と私個人とが、そのネットワーク社会の中で、私の人格にももちろん影響はするんでしょうけれども、どういう影響を与えているかというと、例えばAという私とBという私があったとしたら、Aという私はいろんな人の相談にのっ

て、ネットワークはこっちがいいよとか、将棋のソフトを買うならこっちがいいよ、いろんなことを教えたりしますね。そうすると皆さんすごく信用してくれている。だからAという私の言うことは、それでお金をもうけているわけではないから、何の経済活動にも関係はないのだけれども、皆さんの信用を得ている。しかし、生身の人間としての私は、どのパソコンを買ったらいいでしょうかというような相談にはのったこともない。(笑)全然関係ないわけですね。ということは、ネットワーク社会における私と生身の私は全然違うんですね。つまり生身でないから思い切っていろいろなことが出来るということもあるのです。そういうネットワーク社会の状態を生身の人間と結びつけないと法律解釈できないというところが、非常に無理があって、何人もバーチャルな人間がネットワークの中にいてもいいけれども、現実社会のなかで果たすような役割をネットワーク社会の中だけで果たしている、というような世の中は十分起りうると思うんですよね。

田中：私が最初二つの交わりといったのは、例えば今のようなことです。大槻さんがネットワーク上であるメーカーのパソコンを推奨する。そうすると推奨されなかったメーカーにとってこれは現実のマイナスですね。わたくしのわからない人に対する現実の被害が出る。そういう問題をどういうふうに考えるかという一つの例ですね。だから二つの世界、パソコンの世界と現実の世界では両方が関連しない場合は、ネットワークの世界はネットワークの世界で、現実の世界は現実の世界で、という風に対処するということでいいのですけれども、どうもだんだん切り離くなってくる。

濱田：だんだんそうなってくると思うのです。先程大槻先生が言われたことに対して、かりに1・2年前ぐらいでしたら、おそらく私は、そういうネットワークに加入すること

によって先生はメリットを得ているのだから、逆に危険負担もしてください。それに加入するかは、それは先生に危険負担の覚悟がおありかどうかという問題でしょう、という形で解決しようとしたんだろうと思います。ただそういう論理がこれからどこまで通じるかですね。それは田中先生がおっしゃったように、二つの世界の切りわけが難しくなっていって、先程も申しましたように、むしろサイバースペースでの世界の方こそ自分の存在のほとんどを占めている、そういう状況というのが生まれてくるでしょうね。

中島：例えば法学者の人たちが、そういう問題を考えていこうとするときの基本的な姿勢というか、立場として現行の法制度というのがあるわけですね。情報法という法律のセットがあるわけですか。

濱田：いいえ。例えば、行政法なんかもそうですけれども、行政法という法典はないわけですね。行政に関する法律を集めて行政法という。それと同じような形で情報法と言っています。

中島：法律というのは何なんだろうと考えた時に、一応現行の法制度というのがあるわけですね。法律の内容というのは、やはり具体的な事例を一つ抽象した表現にしています。個別の表現だったら事例の数だけ表現がありうるから、抽象しているわけです。その時に今回のような色々な問題が出てきた時に、いわゆる法解釈の上で、用語の定義を時代にあったように広げて解釈していけば、現行の法制度の中で、もしかしたらいくらでも解決できるのかも知れない。しかし、場合によれば現行の抽象された法律の表現そのものも、吟味して置き換える必要のあるものもあるかもしれません。しかし、考え方によれば、たとえば、人権だとかいった内容に還元していけば、いわゆる解釈上の問題であって別に法律そのものを変えなくたっていいけるんではないかと、素人はそう思ったりします。その

辺はどういうふうになっていくわけですか。あるいはどういうふうに考えておられるわけですか。この様に社会環境が変わってくれれば法自体を変えてやっていかなくてはいけないという予測でおられるわけですか。

狩野：今のお話しさはややない物ねだりになると思うのですけれども(笑)。濱田先生が、最初にいわば社会情報一元論を自分はとらないという立場をおとりになったわけですから、そこをとるとしたら、やはりその中には批判的な特性を持った情報を扱わざるを得ないということになりますね。法という表現と規制方式を持った命題群が、どのような形で現在の生の私たちの社会に現実に適応出来るかという社会情報のあり方として見るという事になります。今、予め先生がご指摘になったような事はで、だんだん民法の条文の表現が変わっていったということではなくて、今の状態で社会情報としていかに妥当するあり方か、現実的に意味を持つか、というふうな形で検討しうるような領域というのは、一つの社会情報学者の義務として持たざるを得ないという立場になると思います。そうしますと、今の事は組織的に学者はせざるをえないことになる。今おっしゃった様な表現の多様性というものがいかに制御されるかという問題になると思うのです。私はそれより小さい問題として考えた時に、私は学生時代の時に我妻先生の民法というのを習ったんですが、我妻さんは私と話をしている時にメモを取るのですね。ぼんやりして見ていたら、我妻さんは、私は頭が悪いので結局、今、狩野さんが言われるのは、あ、これは民法700条の問題だ、とそのメモを取る。そうして家へ帰ってカードで得た700何条のところに私のやつをぼんと入れる。ずっと40年間やってたら第一級の、誰が衝いたって見解があるという解釈法の大家になれますよ、という話しをして教えてくれたのです。法学者として、これは実直なディシプリンでしょう。私は700何条って

何を書いてあるか知らないわけですね。問題は濱田先生のお出しになったこの項目の中で、現在実定法として成立している法律があつたら、果たしてそれは情報としてどういう法なんだろう。つまり、確かに新しい情報社会に妥当する法体系という形でそれは権利義務からいっても非常に規定しにくいだろうけれども、日本の中でこういう領域をやってらしゃるのは濱田先生と何人かしかいらっしゃらないと思うのですね。今これだけたくさんになった法的な内容を、一体それに所属する集団のものが自分の行動の中でそれを知って行為をするという形で、それがどのように周知されていくか、あるいはネグレクトされるか、生きて働くとは何か、ということをそろそろ現実的に整理した方がいいんじゃないかな。そうするといくら法律を作ったってそんなものはどっちかということではない。ある社会学者が見ていけば、妥当するのはこんなところだというのが、案外数量的にも処理できる、かなりの程度で整理が出来る状態になるんじゃないかな。そういうジャンルが濱田先生に本当ならばカバーしていただきたいジャンルなんじゃないかという感じがいたしましたが、いかがでしょうか。

濱田：そうですね。例えば、中島先生のお話に対する答えになりますが、遠隔医療について言いますと、医師法では「診察」せずに治療してはいけないと規定されているわけです。それでは「診察」というのは何かということになりますと、例えば触診だとか望診だとか、つまり外側から様子を見るというものですが、それによって診断がつくものでなくてはいけない。それが診察です。ですから、実質的には遠隔医療だってちゃんと触診と同じくらいの精度のものが出来るんではないかということであれば、これは法律を変えなくて済むわけです。ところがやはり触診とオンラインによる診療では精度が違うんだ、それでもどうしても必要だったら現在の医師法を

変えざるをえない、ということになります。その辺りは問題によって、法制度をいじくる場合もあるし、そうではなくて何とか解釈ですまそうという場合もある。それは必ずしも論理的な解決に限らず、ある意味でその時々の役人の気分や能力によってどっちへ転ぶか、という場面もあると思います。

狩野先生から最初は助けていただいたと思っていたら、最後はものすごい注文がきたようで（笑）。

田中：その話を一番最後の将来の課題で言つてもらうと僕はしゃべらないで済んだのに（笑）。

濱田：先程のサイバースペースの話もそうですが、どうも情報なりネットワークの広がりに対して、従来の法制度の表層の所で継ぎ当てすればそれでいいというものではなく、一番基本的なところで考え方を直さなければいけない部分が出てきている印象が相当あります。その辺りを含み込んだ形で情報に関する法制度を考え直さなければいけないなと思っております。今日「目次」をお配りしている私の本の中では、これは伝統的な分け方しかしていませんで、表面的な形でとりあえず整理をしているだけですが、少し哲学的に考え方を直してもう一度まとめなおしてみたいと思っています。

田中：別に追い打ちをかけるわけではないのですが（笑）。例えば、これは濱田先生ご存じの通り、福村先生などの意見を聞いていますと、ネットワークの中で出てきている、ある意味では無政府的な状態が新しい問題を提起して、しかもその新しさが新しい世界の中身を作るんだという事までおっしゃりたところがあるのです。それは確かにそういう面がある。パソコン通信の世界というのは、我々が行っている現実の生活空間の上にもう一つ生活空間を作り出して、しかもその生活空間が、現実世界での基本ルールをある意味で越えた世界として、拡大されつつあるとい

うのが現状だと思うんです。そういう風になってきた時に、確かに新しい秩序は、通り一遍の言葉で言えば、混乱の中から自然と形成されるのだという言い方も出来るかとは思うのですけれども、法学者の立場としてはそんなふうになかなか簡単にいかないのでないのかという気がするのです。その様な新しい生活空間の中で、法の基準なるべきものとは何かということとは社会情報学というものが、単なる純粹の何かの認識の学を越えて、政策科学としての面をも含ませざるを得ず、非常に大きな問題になっているのではないかというふうに思って聞いていたのですが。

濱田：その通りで、幸いそれは追い打ちではなくて、それは私の領域ではありません、というような言い方も出来るかとは思いますが（笑）。さきほど先生がおっしゃった、ネットワークの混沌とした中から一つのルールが出来上がっていいくという可能性はあると思うのですが、何かルールを形成するインセンティブというのがあればいいのですが、それがネットワークの場合にはどうもないんじゃないかなという印象がするんですね。例えばマスコミの場合は自主規制というものを何らかの形でありますがそれは法権力との緊張の問題、あるいは営業上の問題、そういうものが自主規制というルールをある程度作っていくわけですね。ネットワークの場合、そういうインセンティブがどこから働くか、というのがなかなか見えにくい気がします。かといって、それでは法が出て行く場面かというと、今度は伝統的な表現の自由と、すりあわせをどうすればいいのかという問題が出てくるわけですね。せっかく新しい発信の可能性がマスメディアだけではなく個人にも生まれてきた、そういう状況の中で、まずいから法制度を作って改良しようというのではなくして政策的にもいいことかどうかなのか、そこはかなり疑問がありますね。ですから先程も申し上げましたが私の印象では、法制度をどうこうと

いう議論をする前に、もう少し広いレベルの、例えば社会情報学の課題として、やってもらうべき余地はあるのではないかという感じがします。それは大槻先生が工学の方から口を出されていますが(笑)、大変有り難いことなのですが。

寺岡：法学に関して全く素人ですが、色々難しい問題が具体的に起こっているのだ、という事を初めて理解いたしました。情報社会の問題は国境がありませんね。国境で区別される国別の秩序を、それぞれの国が守るという事はもう不可能な状況にあります。例えば通信衛星やインターネットはそういう問題性を持っていると思います。国境というものが成立しない状況に達している時に、国家に縛られない、世界共通なレベルにおける法を具体的に追求することが課題ではないかと考えます。その点、どのようにお考えなっていらっしゃいますか。

濱田：インターネットに関しては、一部の国がとにかくインターネットはもう一切入れないというような対応をとろうとしているとも聞いていますが、わりあい早く国際間の協定などで対応がとられてきたのは放送衛星ですね。国際的なレベルで、放送衛星の電波が本来の放送エリア以外に漏れないように措置すべき義務というのが、各国に課されていますが、一番問題になっていたのがヨーロッパで、そこは陸続きですので、一つの国が放送衛星をあげて国内放送をしようと思うとすぐ国境を越えて流れてしまう。それで結局 EC レベルで一定の基準を決めて解決を図ったのです。今アジアでも同じ問題が生じていますが、アジアの場合は、議論はあるけれどもなかなか難しい。民主化のレベルも違う、宗教も違う、それから文化の価値基準というものも違っている。そうなると、傾向として一番きつい所に揃えようという流れが出てくるのですね。それがはたしていいことなのかどうか、それをやるくらいなら、ほったらかしにしと

いた方が表現の自由にとってはむしろいいのではないか、という考え方もあり得ると思います。情報の流れとして正規のルートで流れるものといいますか、放送衛星という大きなメディアを使って行なわれるものについては、一番基準の厳しいところに水準を設定せざるをえないかも知れないけれども、これからインターネットの可能性というのは、グリラ的に流れる情報ですね、そういうものについては恐らく規制のしようがないという話だらうとおもいます。大きなところで押さえても別のところで国際的な法規制のないような形で情報が流れていくというのは、それはそれで、情報化社会の一つのスタイルではないかと思ってます。つまり、すべての情報について同じ基準を設定するというのではなくて、あるところで押さえておいても、その他のところである程度自由に流れる部分があるというのは、情報というものの性格上しようがないんじゃないかな、そういう議論を僕はしていくべきだと思います。

土井：今のお話と関連しまして、パソコン・ネットワークを通じて流れる情報で、もう一つ考えておかなければいけないのは、危機管理との関わりだと思います。この間の阪神大震災のさいに、パソコン・ネットワークを通じて流れた情報は高々数百件のオーダーだったそうですから、いまのところさしたる問題はないと思います。この程度の通信量なら、社会的に問題とされる情報があっても、発信者を特定することは不可能ではない。しかし、これから先、危機のさいに流れる情報が膨大になった場合、これはほとんど特定できない。ひとつのマスとして現れる情報となる。その場合でも、発信者はあくまでも個人であって、その個人が視認しうる範囲というのは極めて限定されています。ですから、いわば主観的情報になりがちですし、時には、伝聞が主力になることもあります。そういうものがマスとして流れたときに、收拾のつかないもの

になっていく可能性が十分にあると思うんですね。法律的にどうなるかは別にしましても、何らかの危機が生じた場合、そうした問題が生じるんじゃないかと思うのですが、先生はいかがお考えでしょうか。

濱田：今、先生がおっしゃったように、法的に何らかの規制を設けてというのは難しいと思います。むしろ、例えば情報を出すときに実名の表示を求めるとか、そういう条件つきでのっけていくようなやり方は例えばNiftyとかそういうネットワークとの契約でありますけれど、それ以外には、パソコン通信に流れる情報をどういうふうに見るかというのは、むしろ教育の問題にもなってくるのではないですか。私は、ひとつの発想としては、誰がある情報を出したか特定できるようにしておいてから、その上で流すというやり方もないわけではないと思いますけれども、情報の自由な流れがどんどん広まっている環境の中で、そういう管理のやり方が果たしていいかどうか、ちょっと疑問に思います。やはり受け手の側の教育の問題を考えた方がいいかなという気がしています。

土井：確かに法的に発信者を予め特定することにはほとんど意味がないと思います。今の時点では、先程申し上げたように阪神大震災の場合でも、高々数百件のオーダーですから全然問題になりませんが、これが膨大な量として流れた場合に、受信する側が膨大な情報の中から適当な情報をサッと読むだけということが起きる、ということです。それが不特定多数の受信者に様々なイメージを作り上げていってしまう。実際に現地で起こっていることと、ほとんど関わりのない認識を生んでいく可能性も十分あるだろうと思います。パソコン・ネットワークを通じて流れる情報は、いわば先生のレジュメにありましたように、編集も統合もない全くの無統制な形です。その事が防ぎようがないとしたら、どう考えたらいいのか、私も良く分からぬのですが、

そういう問題意識を持っているということなんですね。

濱田：これもまた大上段の話で憲法原理の問題になりますが、憲法で通信の秘密というのがあります。通信の秘密というのは、どういう内容を伝えるのかということについて公権力が介入したり、チェックしたりしてはいけないという話ですが、誰がそれを発信したかということも、通信の秘密の範囲に入っているわけですね。

従来の考え方でいきますと、強制的に内容をチェックしたり、発信者を特定したりというのは、やはり通信の秘密を侵害するという議論にならざるをえないと思います。これもまた再構成を考えなければいけない問題ですが、通信の秘密というのは基本的に1対1の通話というのを前提に成り立っていた議論で、パソコン通信は確かに通信だけれども、1対多数なわけですよね。一斉同報ではないけれども、1対多数という、そういうところに伝統的な通信の秘密の概念が適用できるかというのは議論の余地があると思います。ただ、僕はもともと憲法学の出身なものですから、人権の問題を論じるときには、ちょっと制約を加えたほうがいいなという感じのケースであっても、それが悪用される危険というのを常に想定して対応するという反応パターンを反射的にとります。ですから、今の地震という情報を考えた場合にも、何らかの信頼性を公的に確保できるような措置を考えた方がいいという議論もありうるかもしれない。あるいは名誉棄損の場合もそうかもしれませんけれども、それが今度は公権力に悪用された場合にはどうなるだろうかと、そういうことを常に想定せざるをえないものですから、むしろ表現の自由の見直しとか通信の秘密の見直しというのはなかなか難しい状況になってくる。むしろ、制度よりは自主的なルールとか、そちらで解決してもらえませんでどうかという話になってくるんです

ね。

狩野：つまりニーズに即したそれが違っているという情報をやはり出す、と。匿名であろうと、そういう場合は実名の状態で正しい情報はこれだ、と。それはやはりそういう怒りを持つ人が何かするんじやないでしょうか。その人達とのやり取りの中で、少し時間が遅れる場合もありますけれども、戦いがあって止まるものは止まるし、止まらないものはやはり受け入れるだけの別の条件が働いているかもしれないと思うのですけれども。

濱田：そこの所がうまく機能できればいいと思うのですが。先程のパソコン通信上の名誉棄損の問題とも関連するのですが、反論権という議論があります。つまり、ある人から攻撃を受けて名誉を傷つけられた場合には、反論する機会を与えればいいじゃないか、と。損害賠償をとるということではなくて、反論文の掲載をさせればいいじゃないか。その方が自分の名誉をちゃんと守れるはずだという、そういう議論を今まで僕なんかも言ってきたんです。例えば、パソコン通信の中で名誉棄損の表現がなされたときに、それに対して確かに反論はできるわけです。そのハンドルネームの人に対して、お前の言つてることはおかしい、という形で反論メッセージをどんどん出せばいいわけです。ところが、それが実際にどういう機能をするかというと、必ずしもうまく議論が成り立つわけではなくて、これはケースによるんだろうと思うのですが、実際に起きたケースでは、むしろ反論をしようとしても、いろんな人から逆に袋叩きにあってしまうような場面が出てくるんですね。パソコン通信の世界というのは、反論権というのが上手く機能すれば、非常に理想的な討論の状態、いわゆる思想の自由市場の状態が生まれる可能性があるのですが、それが上手く機能するためには、先生もちょっとおっしゃったように、誤った情報に対して反論しようというボランティアがないと成り

立たない。そこを社会的にどう作っていくかという問題がおそらくある気がします。

司会(是永)：その議論に関してはよろしいですか。それでは井上先生。

井上：先程の表現の自由の問題についてお聞きしたかったんです。それがめちゃくちゃに行使されない筈であるという条件のもとに設定された理念だというようなことを濱田先生は言われましたけれども、現実にはですね、表現の自由の名のもとに様々な差別的な表現というものが行われているという事実があると思うんですよ。例えば、ポルノグラフィとかヌード写真という女性身体を差別的に商品化しているケースに対して、それは明らかに女性の人権を侵害しているという主張があります。そうしたことに対して、僕は管理的な情報社会がやって来ることを非常に恐れているという立場なのですけれども、しかし表現の自由ということはその上で守っていかなければいけないとも思っているんです。この問題について、法学者の立場からはどういう解答が出てくるのかということについて、もう少しお話をうかがいたいのですが。

濱田：ちょっとややこしい議論になりますが、一般的に日本の憲法学者の考え方で言いますと、差別的な表現を規制することには慎重だと思います。そのひとつの理由として、仮に、例えば女性を身体的に差別するような表現を規制しようということになると、その規制の文言をどういうふうに規定するかというところで問題になるんですね。表現の自由に関しては、漠然とした文言で規制してはいけないという原理が一つあります。それは、漠然とした言葉を使いますと、本来規制されるべきものだけではなくて、他の許される表現までも規制されてしまう可能性があるということです。表現の自由というのは民主主義のプロセスと密接に関ってるものですから、特に公権力が介入する恐れというのを非常に気にするわけです。仮に曖昧なかたちで規制

を設けた場合には、本来の意図とは別にそれを口実にして公権力が介入してくるかもしれない。それを凄く恐れるわけです。ですから、アメリカでも確かポルノグラフィ規制条例を設けた自治体があって、その条例が表現の自由に違反するという連邦最高裁の判断が出たことがありますけれども、例えばヌード写真を取り上げたとしても、どういうヌード写真であれば許されないので、その境界が非常に曖昧なわけですね。どういう形で規制の文言を規定していくか。例えば「差別的に表現して」というような記述の仕方をしますと、今度は「差別的」とはどういう意味かということが問題になってくるわけですね。そんな曖昧な言葉で規制されることは困るという、そういう議論になります。このように、表現の自由については、法的な規制は設けにくい。むしろ、何らかの形で自主的なルールでやってもらったりたほうが、公権力の介入の問題が生じないという、そういう議論にどうしてもなる傾向はあると思います。それは表現の自由に対してあまり肩入れしそうじゃないかという、そういう反論はもちろんあります。ただし、日本のように表現の自由が非常に制約され、そのため民主主義というものが育たなかった。そのことに対する反省が戦後、非常に強調される状況の中では、表現の自由に対する善意の制約であっても、それを設けようとしてすることに対しては、非常に危機感がもたれる状況だと思います。ただ、欧米の民主主義国家でも全く同じように考えているかといえば、そうでもなくて、日本の場合は、特にアメリカの表現の自由論の影響が非常に強いこともあります。学説はなかなか規制を認めないところがあると思います。例えば民族差別について、ヨーロッパの国では表現を規制している国がたくさんあります。日本では民族差別に対して差別的な表現を規制しようとしても、表現の自由違反だという議論が強く起こってくると思います。それはやは

り、日本の戦前戦後の歴史ともかかわりがある、濫用の危険のほうが規制を加えることによるメリットよりも、むしろ重視される、そういう状況がまだあるかなと思うんですね。ですから、論理的にどちらが正しいかということではなくて、むしろ現在の政治状況なり民主主義の成熟度、あるいは市民の成熟度、こうした状況のなかで表現の自由に対する法規制をどう考えるべきかという問題だろうと思います。ですから、今はもう公権力がそんな悪いことをするわけはない、市民は十分に公権力を監視できるし、悪い事をすればそれに対していつでも抵抗できる、そういう状況認識があれば表現の自由をもう少し規制しても構わないじゃないかという議論もできると思います。

佐藤：今の点で面白いのは、イスラムの国というのはかなり厳しいことですね。表現の自由という問題は色々な面があって、その表現されたもの自体がどういう意味を持つかは、その社会の成熟度とか、歴史によって違うことがあるあって、一律に法で規制すべきものなのか、そういうものが社会にとって有害である場合は、社会的な運動とか道徳形成だとかいったものを通して自然に規制される、法によらない規制によるべきものなのか考えなくてはいけないものと思うのです。例えばポルノといっても、初めは上着を着ている女性からだんだん着物が薄くなって到達したものであってその過程をずっと見れば、20年前にこれはというのも、今の子供たちから見れば最初からオープンで特別に意識は持たない、ということもあるわけです。言論の自由など民主主義に関わる表現についても同様のことが言えます。例えば中国に対して西側から色々言われてますが、西側の到達した民主主義のレベルから直接的に批判をすると、むしろ有害でありうることもある。その国家の発展に対し信頼をおかないかぎり、他の国を理解することはできないことがあるわ

けです。

もう一つの例ですが、差別用語と云われるものがだんだん使いにくくなっていて、私はそのような用語を気にしないで使って、苦い経験を何度もしているのです。例えば盲だとか啞、文学などからそれを削ってしまうと非常に味気のないものになってしまいます。小さな子供の世界でも、例えばひばりというクラスがあって、そこは知恵遅れの人とかを色々集めているものですから、子供の世界のなかでひばりという言葉が自然に差別用語になっている。一方大人の世界ではそういう差別用語にめくじらをたてている。つまり、それが使われなくなったということは法律で禁止されているからということではないんです。法でないような社会的な運動等をとおして規制していくという側面も、考慮に入れなければいけないということです。パソコン通信の悪用に関してセンターの委員会で、こういうことは規制しなければいけないという議論になって、それを使う権限を与えないという方法でアピールしようという深刻な議論もやっているようなんですね。しかしネットワークに関しては法の規制によらないような別個な手当てをしないといけないように感じているのです。

濱田：差別用語の問題は、言葉を使うか使わないかの問題ではなくて、差別されている人に対して、社会が言葉以外でどういう対応を示しているかという問題と絡みあってると思います。もっと大上段に言いますと、情報の問題というのは、常にそれを評価していく、それは法的な評価でも何でも良いのですが、評価していく際に社会的コンテクストとの絡みのなかで考えていく必要性というのが、ある意味で示唆されていることになると思います。情報それ自体だけを切り離してどうだこうだと議論をしていても前に進まないところがある。そういう一つの例かなという気がいたしました。

田中：ちょっと別の話ですが、明日うかがってもいいのですが、情報の価値という話がありましたが、情報の価値のオリジンというのは法学者の扱う範囲ですか。

濱田：それは伝統的には、表現の自由の価値ということで議論されているのですが、哲学者なども議論に参加してきていますね。

田中：それで情報の価値がどこから出るか、ということについては僕も非常に関心をもっているのです。経済学者に聞きますと、経済学者の情報の価値は情報の経済的価値以上に議論はなかなか出てこないです。しかし情報の価値というのは、もう少し広い色々な視野で検討することではないかと思うのです。その情報の価値の問題で、今日は時間がないかもしれませんけれども、明日の議論で伺えればありがたいと思います。

濱田：ごく簡単に申しますと、民主主義的な価値と個人的な価値というふうに言います。つまり、民主主義の形成過程にとって、情報なり表現は不可欠である。だからこそ守るべきなんだ、そういう議論です。それから個人の人格を形成していくために、情報なり表現というのは不可欠なんだ。そういう二つの議論がだいたい柱になって展開されてきています。

中島：ちょっと話は変わるんですけど、この絵を見ていて思うのですけれど、新しい情報機器のネットワークができる、色々と問題が起ころつつあるわけですね。そういう問題が社会現象とか社会的役割や経済活動、いろいろなところに予想されているわけです。現在問題的状況にあるので、先生もそうやって問題として取り上げておられるわけですね。だから、そのへんからの問題が矢印として哲学・政治学の領域に入っているわけです。それで研究しておられる方は、まだそんなに多くはないのかもしれないけれども、いつまでも、ある意味で抽象レベルのやりとりをしていたら少しも先に回らないと思うのですね。

ぜひ先生にやって頂きたいなあと思うのは、具体的にある条件を想定して、つまりある社会を想定して、モデル的にシミュレーションするということなんです。具体的に法案を立案されてですね、いずれこの法律が適用されたときに、経済活動や社会活動のうえで、色々な人間が生きていくうえで、この法律が入ってくると生活上どういう問題が出てくるのかという問題を思考実験してほしいわけです。そして社会学、経済学といった社会科学を構成している先生方にこの結果を投げ返してですね、そこからまた具体的に法案の手直しをするといったシミュレーションを、ある社会を想定してやるわけです。こういう作業を、まだ時期早尚とおっしゃらないで、ぜひ始めてほしい。どこからか始めないと回らない。つまりこの回転をトリッガーする外圧というか、仕掛けとして、何かそういうことをやって頂けたらいいな、と個人的には思うのですけれども。

濱田：サイバースペースでの表現の自由をどう考えるかというのは名誉毀損なりポルノ規制なりとも絡んできますが、一つ面白い例かなと思っております。少し作業を始めてますが、うまくそういうスタイルが出来るかどうかはわかりませんけれども。

中島：問題のないものが最初からぴたりとできるなんてことは大変なことであって、具体的な叩き台があって、それを種にしながら論じる方が我々にはわかりやすいわけです。

石井：一つの事例として、例えば現実に通信統合環境というべきかOSというべきか分からぬんですけども、マジックキャップみたいなものがありまして、その場合いわゆるエージェントあるいは代理人がネットワーク上を、駆け回ってなにかの処理をしてくれる。そういう場合に、あるシステムをダウンさせて具体的な損害を与えたと、そういう場合には結局ある種の業務をするためにネットワークを流した本人の責任になるのか、あるいは

ソフトを開発した人の責任になるのか、あるいは全くそういう問題にならないのか、これはもう数年後にどんどんネットワーク上に現われてくると思うのです。そしてさらに今度は、流れたエージェントを改変するようなアプリケーションが出てくると、ワームの様なものでしたら発信者が当然悪いのですけれども、そういう場合は誰が責任を持つか、という事になるわけです。代理人というものがネットワーク上に出てきた場合ですね。

濱田：その前に正規の契約があれば、契約ベースで処理できると思うんですね。問題はネットワークでフリーウエアみたいに流れちゃった時にどうなるかですが、そういう契約がない場合には、基本的にはそれをダウンロードして利用した側が危険負担を負え、という議論にわりあいなるかなと思います。

佐藤：一つだけ質問したいのですけれども、もっと単純な話として、ソフトを買いますね。これが、バグがあろうが責任を持ちません、と書いて商売をしているのですが、あれは法的にはいいことなんでしょうか。

濱田：あそこでは、ラップをあけるとその約款を承認したことになりますというのがあります。あれは無効になる可能性が高い約款だと思います。

佐藤：開けるのはいいんですけども、問題はバグがあっても責任も持ちませんということが書いてあるんですよ。それで何か大損害を被ったということが仮にあったとして、例えば診断システムというのがありますね。非常に信用できると思って商売を始めたとして、間違った診断をしてしまったという時に、どなたが責任を負うのか、負わなくともいいのか、ということなんです。それは先ほどとの問題関連でどう処理するのでしょうか。

濱田：境界線を必ずしも引けない場合もありますけれども、バグがあっても一切責任は持ちませんというのは無効だと思います。実際、かなり深刻なバグがあった場合には、そのソ

フト使用による損害賠償は請求できると思います。一般的に契約についていえることが、非常に曖昧ではあるんですけども、公序良俗に反する契約は無効だというのが民法の中の大原則としてあるんですね。例えば、人身売買契約などをしてしまってそれは公序良俗違反で無効だというわけですけれども、バグがいくらあっても責任を一切負いませんよというのは、やはり一種の公序良俗に反するという解釈の方が普通だろうと思います。

田中：なにか法律相談みたいになつたね。

(笑)

佐藤：特に PL 法みたいなものが施行されますからね。人命にかかわるような診断システムなどで商売を始めたとします。この世界の常識からするとバグがあっても支障ない。今までのように科学的研究などに使うのであつたら、プログラムミスがあって変な値を出しても学会で謝罪すればすむというのも何回か見てきましたが、人命にかかわった、となるとね。

司会(是永)：よろしいでしょうか。それでは井上先生。

井上：先ほどの差別語の問題に関しての佐藤先生の言い方は少し修正した方がいいんじゃないかなと思いました。差別表現の問題に言及するときは、やはりその言葉によって傷ついている人がいる、という痛みを感じ取る感性を持って欲しいと思います。一言だけ言わせてもらいます。

司会(是永)：申し訳ありませんが懇親会の関係がございますので、あとは明日の総括討論の場をご利用いただくということで、本日はこれにて終了させていただきたいと思います。濱田先生どうもありがとうございました。